

○那珂川町木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町が交付する木造住宅耐震改修等事業補助金について、那珂川町補助金等交付規則（平成17年那珂川町規則第47号。以下「規則」という。）及び那珂川町補助金等の交付に関する規程（平成29年那珂川町告示第103号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 那珂川町木造住宅耐震診断士派遣業務実施要綱（令和5年那珂川町告示第161号）第2条第1号に規定する耐震診断をいう。
- (2) 補強計画 前号の診断結果に基づき、耐震構造体力上主要な部分の地震に対する安全性を向上させるためのもので、各階の必要保有耐力に対する各階の張り間方向又はけた行き方向の耐力の割合が1.0未満であるものを、1.0以上にするための補強提案をいう。
- (3) 耐震改修 前号の補強計画の策定と併せて実施する、改修工事をいう。
- (4) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (5) 耐震建替え 耐震診断の結果に基づき、耐震改修が必要であると診断された住宅を除却し、建替え前の住宅と同一敷地内（同一敷地内であると認められる場合を含む。）に新たに省エネ基準に適合する一戸建て住宅を建築するものをいう。
- (6) 耐震改修等 耐震改修又は耐震建替えをいう。
- (7) 建築士 1級建築士、2級建築士及び木造建築士をいう。
- (8) 県産出材 「栃木県産出材証明制度」に基づき、栃木県内の森林から産出したことが証明された木材

（令3告示123・令4告示2・令7告示105・一部改正）

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、所有者又は当該所有者の3親等以内の親族が居住し、耐震改修等事業実施後も引き続き居住する住宅で、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 町内に存する昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造2階建て以下の一戸建て住宅（併用住宅を含む。）で、住居の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であるもの
  - (2) 在来軸組工法、伝統的構法及び枠組壁工法により建築された住宅
  - (3) 賃貸を目的としない住宅
  - (4) 耐震診断を実施した者が診断結果に基づく耐震改修等事業を行う住宅
  - (5) 耐震改修等事業（耐震建替えの場合は補助対象住宅の除却工事及び建替え後の住宅に係る工事等）に着手していない住宅
- 2 耐震建替えの場合は、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 耐震建替え後の住宅の所有者は、次条第1号に定める者であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項及び第6条の2第1項の規定による確認申請又は法第15条第1項の規定による届け出を行っていないこと。
- (3) 建替えた住宅に係る法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証が交付されること。また、同法第6条第1項及び第6条の2第1項の規定による確認申請を要しない建物の場合にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第3項の規定による工事監理状況報告書が提出されること。
- (4) 耐震建替え後の住宅の設計及び工事監理は、建築士が行っていること。
- (5) 国又は地方公共団体等が行う移転補償に係る事業の対象になっている場合は、当該補償の内容が再築ではないこと。

（令3告示123・令7告示105・一部改正）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 補助対象住宅を所有する個人又は補助対象住宅の所有者の3親等以内の親族で、当該耐震改修等事業に係る契約者となる者
- (2) この告示による補助金を受けたことがない者
- (3) 国税、県税及び町税の滞納がない者
- (令7告示105・一部改正)
- (交付の目的等)

第5条 那珂川町耐震改修等補助金等の交付の目的、交付の対象である事務又は事業の内容、その交付率又は補助額は、次の表のとおりとし、予算の範囲内においてこれを交付する。

補助金等の交付の目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率又は補助額
那珂川町建築物耐震改修計画に基づき、地震に対する住民の安全性に関する意識の啓発を図り、木造住宅の耐震化を促進することにより、災害に強いまちづくりに資することを目的とする。	耐震改修	耐震改修に要する費用（耐震補強設計費及び耐震補強工事監理費を含み、耐震補強の対象とならない工事費用を除く）に5分の4を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、当該額が115万円を超える場合は115万円を限度額とする。なお、補助額の交付に当たっては、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いて、補助金を交付するものとする。
	耐震建替え	1 耐震改修に要する費用相当分（建替え前の住宅に係る住居の用途に供している部分の床面積の合計に1平方メートル当たり22,500円を乗じた額）の5分の4以内の額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、当該額が100万円を超える場合は、100万円を限度額とする。

那珂川町木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

	2 建替え後の構造が木造であり、県産出材を 10m <sup>3</sup> 以上使用する場合は、10万円を加算（以下 「加算」とする。）するものとする。
--	---

(令3告示123・令7告示105・一部改正)

(交付申請)

第6条 補助金等の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類	提出部数
那珂川町耐震改修等補助金交付申請書	規則様式第1号	1 事業計画書（様式第1号） 2 収支予算書（様式第2号） 3 補助対象住宅の付近見取図 4 補助対象住宅の建築時期及び所有者が確認できる書類 5 木造住宅耐震診断報告書の写し 6 住民票及び所有者と申請者の関係が確認できる書類 7 工事工程表 8 耐震改修等工事設計書（耐震改修後の耐震評点等を明確にしたものとし、耐震改修の対象とならない工事を含む場合には、その区分が明確なもの） 9 耐震改修等に要する費用の見積書の写し（耐震改修の対象とならない工事等を含む場合には、その区間が明確なもの） 10 耐震補強設計及び工事監理に要する費用の見積書の写し（耐震改修の対象とならない工事等を含む場合には、その区間が明確なもの）	1部

## 那珂川町木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

	11 国税、県税及び町税の未納がないことを証する書類 12 耐震建替えを行う場合は、新築する住宅の設計及び工事監理は、建築士が行うことが確認できるもの 13 その他町長が必要と認める書類
--	---

(事業着手)

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた者は、交付決定通知書の交付を受けた日から60日以内に耐震改修等工事に着手しなければならない。

(変更承認申請)

第8条 補助金等の交付決定を受けた者が、規則第6条第1項第1号の規定に基づく当該補助金等の申請の内容の変更（次項の軽微な変更を除く。）の町長の承認を受けようとする場合において、提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類	提出部数
那珂川町耐震改修等補助金計画変更承認申請書	規程様式第5号	1 変更事業計画書（様式第1号） 2 変更収支予算書（様式第2号） 3 その他町長が必要と認める書類	1部

2 事業量及び事業内容の変更で、軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業計画の目的、概要、その他主要な内容の変更又は廃止

(2) 事業計画の交付申請額の増又は減

(実績報告)

第9条 補助対象者が、補助対象事業を完了した場合又は補助金等の交付の決定に係る町の会計年度が終了した場合において、規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

提出すべき報告書の名称	様式	報告書に添付すべき書類	提出部数
那珂川町耐震改修	規則様式第2号	1 事業報告書（様式第3号）	1部

等補助金実績報告書	号	<p>2 収支決算書（様式第4号）</p> <p>3 耐震補強設計、工事監理に係る契約書の写し及び領収書の写し（耐震改修の対象とならない工事等を含む場合には、その区間が明確なもの）</p> <p>4 耐震改修等工事に係る契約書の写し及び領収書の写し（耐震改修の対象とならない工事等を含む場合には、その区間が明確なもの）</p> <p>5 工事状況写真（施工箇所ごとの施工前、施工中及び完了時の写真）</p> <p>6 耐震建替えを行った場合は、前に掲げるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>7 既存住宅の除去に係る契約書及び領収書の写し</p> <p>8 建替えた住宅に係る平面図及び立面図</p> <p>9 建替えた住宅に係る法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し又は同法第6条第1項及び第6条の2第1項の規定による確認申請を要しない建物の場合にあっては、建築士法第20条第3項の規定による工事監理状況報告書の写し</p> <p>10 建替えた住宅の所有者がわかる書類</p> <p>11 建替えた住宅に係る設計が省エネ基準に適合することを証する書類</p> <p>12 建替えた住宅が省エネ基準に適合することを証する書類</p> <p>13 加算にあたっては、木材使用状況が確認できる写真及び県産出材出荷証明書（様式第5</p>
-----------	---	---

# 那珂川町木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

		号)	
14	その他町長が必要と認める書類		

(令4告示2・一部改正)

(交付請求)

第10条 補助対象者が、補助対象事業の補助金交付請求を行う場合において、規則

第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

提出すべき請求書の名称	様式	請求書に添付すべき書類	提出部数
那珂川町耐震改修等補助金交付請求書	規則様式第3号	補助金等の額の確定指令書の写し	1部

(令3告示123・一部改正)

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金等の交付について必要な事項は、別に定めるものとする。

(令3告示123・旧第12条繰上)

制定文・附則 抄

① 平成29年5月26日から適用する。

② この告示の改正前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の要綱の相当規定によってなされた手續その他の行為とみなす。

改正文（令和3年2月15日告示第123号）抄

令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年4月1日告示第2号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

改正文（令和7年3月27日告示第105号）抄

令和7年4月1日から適用する。

那珂川町木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

様式第1号（第6条・第8条関係）

（当初・変更）事業計画書

事業内容	<input type="checkbox"/> 耐震改修 <input type="checkbox"/> 耐震建替え (□県産出材使用)	
建築物の所在地	那珂川町	
建築物の所有者	住 所 氏 名 (申請者との関係： ) 電話番号	
建築年月日	年 月 日 (建築確認 年 月 日 第 号)	
住宅の用途、構造	地上 階	
住宅の規模、面積	地上 階 1階 m <sup>2</sup> 2階 m <sup>2</sup> 合計 m <sup>2</sup> (住居部分の面積 m <sup>2</sup> )	
事業の経費所要額	補助対象額 円 補助対象外 円 合計 円	
事業の実施予定期間	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
そ の 他		

※変更の場合は、変更前を上段に（ ）書きし、変更後を下段に記載すること。

# 那珂川町木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

様式第2号（第6条・第8条関係）

（当初・変更）収支予算書

## 1 収入の部

（単位：円）

区分	金額	摘要
補助金		
自己資金		
計		

## 2 支出の部

（単位：円）

区分	金額	摘要
工事費		(補助対象外の額)
設計及び監理費		
計		

※変更の場合は、変更前を上段に（ ）書きし、変更後を下段に記載すること。

# 那珂川町木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

様式第3号（第9条関係）

## 事業報告書

事業内容	<input type="checkbox"/> 耐震改修 <input type="checkbox"/> 補強建替え（ <input type="checkbox"/> 県産出材使用）		
建築物の所在地	那珂川町		
事業の決算額	補助対象額	円	
	補助対象外	円	
	合計	円	
事業の実施予定期間	着手	年	月
	完了	年	月
その他			

那珂川町木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

様式第4号（第9条関係）

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	金額	摘要
補助金		
自己資金		
計		

2 支出の部

(単位：円)

区分	金額	摘要
工事費		
設計及び監理費		
計		

那珂川町木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

様式第5号（第9条関係）

県産出材出荷証明書

那珂川町長 様

那珂川町木造住宅耐震改修等事業補助金交付に係る 様邸建築において、

m<sup>3</sup>納材したことを証明します。

年 月 日

県産出材出荷証明者

(木材業者) 印

栃木県産出材証明印

様式第1号（第6条・第8条関係）

様式第2号（第6条・第8条関係）

様式第3号（第9条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第9条関係）